

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

【測量・建設コンサルタント等業務】

1 入札方法等

- (1) 竹原市の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）においては、入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び業務費内訳書を提出すること。ただし、竹原市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、入札書及び業務費内訳書を入札執行者に提出することができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額が1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額にするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 電子入札案件においては、入札公告に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、竹原市電子入札システムからリンクする入札情報詳細のページに掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。
- (4) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。
- (5) 電子入札システムを利用した入札及び電子要領で定める手続きを経た書面による入札以外の入札は、認めない。
- (6) 提出された入札書又は業務費内訳書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (7) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札が取り消すことができる制限能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - エ 入札者が他人の代理を兼ね又は2人以上を代理して入札したとき。
 - オ 入札者が談合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
 - カ 入札書に2以上の金額を表示したもの。
 - キ 訂正印の必要な入札書に訂正印のないもの。
 - ク 必要な記載事項を確認できないもの。
 - ケ 竹原市契約規則第13条の規定による入札書が第4条の規定による公告の所定日時までに到達しなかったもの。
 - コ 前各号のほか、入札条件に違反したとき。

2 業務費内訳書の取扱い

- (1) 入札参加者は、入札の際に業務費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 記入上の留意事項
 - ア 業務費の内訳
 - (ア) 業務費内訳書の費目・工種明細等の単位及び数量を記載し、全てについて見積額を記載するものとする。
 - (イ) 業務価格は、入札価格と同額であること。
 - (ウ) 様式は、指定しない。

(3) 提出方法

電子入札システムを使用して入札書を提出する際に添付すること。ただし、電子ファイルの容量の問題により添付による提出ができない場合は、書面又は電子媒体で提出することができる。

なお、書面参加者は、書面により業務費内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

ア 提出者の商号又は名称

イ 業務費内訳書が在中し、又は記録されている旨

ウ 当該入札等に係る業務の名称及び開札日

(4) 次に該当する者は、その入札を無効とする。

ア 業務費内訳書が開札時に提出されていない場合

イ 業務費内訳書に業者名の記名押印のない場合（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）

ウ 業務費内訳書に業務名が記入されていない場合（業務名に誤りがある場合を含む。）

エ 業務費内訳書の費目・工種明細等の単位及び数量の全部又は一部について見積額の記載がない場合

オ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が異なる場合

(5) 提出された業務費内訳書の引替え、変更又は撤回（取消）は、認めない。

(6) 提出された業務費内訳書は、返却しない。

(7) 提出された業務費内訳書は、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合がある。

(8) 提出された業務費内訳書は、竹原市情報公開条例（平成 11 年竹原市条例 15 号）に規定する公文書となる。

(9) 業務費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格に関する全ての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。

(2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

ア この公告の日から開札日までのいずれの日においても、竹原市建設業者等指名除外要綱（平成 29 年竹原市告示 第 26 号）に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）の対象となっていないこと

イ この公告の日から開札日までのいずれの日においても、委託業務の分野毎に適用される法令等の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと

(3) 「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所で、建設業法上の主たる営業所として記載すること。

(4) 国又は公共団体等が発注する、測量及び建設コンサルタント等業務の履行実績を入札参加資格要件とする場合において、「公共団体等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 地方公共団体

イ 当該業務の公告日において効力を有していた法人税法別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

ウ 当該業務の公告日において効力を有していた建設業法施行規則第 18 条に掲げる法人

エ その他ア、イ又はウに準ずる者

4 配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- (2) 配置予定技術者は、契約日時時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、技術者の資格・業務経験調書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。
- (3) 技術者の資格・業務経験調書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差替え等は認めない。
- (4) 手持ち業務の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。
- (5) 落札後、委託業務履行に当たって、技術者の資格・業務経験調書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休・死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

5 配置技術者の兼務等

受注者は、別に定める基準に基づく適格な管理技術者及び照査技術者を配置させるほか、次に掲げる方法によって、執行体制等を確保しなければならない。ただし、災害等に関する業務については、専任不要とし、兼務業務の件数として考慮しないものとする。

- (1) 業務分野別金額（当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。）が500万円以上の業務分野の管理技術者が、他の業務分野の管理技術者を兼務しようとする場合（異動等による場合を含む。）の取扱は、当該業務と密接に関連する業務又はプロポーザル方式により発注した業務を兼務する場合を除き、原則として当該管理技術者として従事する業務分野の契約金額の総額が5億円を超えず、かつ、兼務する業務分野の件数が10件を超えないこととする。
- (2) 委託業務の一部又は全部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託を申請し、発注者の承認を受けなければならない。

ただし、再委託する内容が、設計上予定していたものでない場合は、原則として再委託は認められない。

6 資格要件確認書類の提出

- (1) 開札手続きの終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により第一落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて第一落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出方法は、電子入札システムによる提出（電子入札での案件に限る。）又は公告個別事項3に掲げる竹原市電子入札実施要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所への持参によるものとし、提出期間は資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、当該依頼書において指定された提出期限の日までの毎日（午前9時から午後4時まで）とする。
- (2) 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

資格要件確認書類提出書(竹原市測量・建設コンサルタント等業務一般競争入札（事後審査型）実施要綱(以下、「実施要綱」という。)第11条)

技術者の資格・業務経験調書 (実施要綱第11条)	ア 「業務経験の概要」欄における TECRIS 又は PUBDIS への登録について、有の場合は、登録内容確認書の写しを添付すること。無の場合は、契約書の写し（変更契約分まで）及び検査結果通知書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付すること。 イ 配置予定技術者の資格の確認ができる書類の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること）。 ウ 配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（最新の住民税特別徴収税額通知書の写し、最新の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも雇用関係の確認に必要な項目については復元できない程度にマスキングを施すこと））を添付すること。 エ 配置予定技術者(管理技術者)について「他の業務(管理技術者)の従事状況」欄における TECRIS 又は PUBDIS への登録について有の場合は、登録内容確認書の写しを添付すること。無の場合は、契約書の写し（変更契約分まで）を添付すること。 オ 複数の技術者を配置する場合は、この様式を複写して添付すること。
委託業務履行実績証明(願)書 (実施要綱第11条)	委託業務履行実績証明(願)書に代わるものとして、当該業務における TECRIS 又は PUBDIS への登録が有の場合は、登録内容確認書の写し。無の場合は、契約書の写し（変更契約分まで）及び検査結果通知書の写しを提出することができる。

(3) 市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ 資格要件の確認のために市の職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

(4) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない

(5) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効にする旨の通知を市長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

7 落札者の決定方法

(1) 第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により業務の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合は、その者を落札者として決定するものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（6(3)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者のうち、電子くじによるくじ引きによって、（当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムによらないくじ引きによって）落札候補者として選ばれた1人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

(2) 落札者の決定がなされた場合には、市長は、その旨を当該業務の入札に参加した全ての者に通知するものとする。

8 入札保証金

竹原市契約規則（昭和59年竹原市規則第26号）第7条第1項第4号の規定により免除する。

9 契約保証金

請負代金額の10分の1を契約保証金として納付するものとする。この場合において、利付国債の提供又は金融機関若しくは補償事業会社の補償をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。さらに、資格を有する者が当該契約を締結する日前2年の間に当該契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を国又は地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除とする。

10 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札公告後、契約締結までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により業務予定場所の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。